第六条の五中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条に次の一号を加える。

三　その賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその賃貸住宅の所在地が東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域内でない旨を証する書類

第六条の七に次の二項を加える。

3　法第十八条の八第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十八条の八第八項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）並びに代表者の氏名

二　法第十八条の八第八項に規定する分割承継法人の名称及び納税地（当該分割承継法人が連結子法人である場合には、当該分割承継法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　法第十八条の八第八項に規定する適格分割の年月日

四　法第十八条の八第八項の福島再開投資等準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

五　その他参考となるべき事項

4　法第十八条の八第八項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定」と、「、別表十三㈠」とあるのは「、別表十二㈠六、別表十三㈠」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第六条の七第三項第四号（福島再開投資等準備金）に掲げる」とする。

第六条の八第五項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第七条第三項第一号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第十項中「（平成二十三年財務省令第二十号）」を削る。

第九条の二の二第一号中「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改める。

第九条の三の三第一号中「第二十二条の三の三第一項第一号」を「第二十二条の三の三第三項第一号」に改め、同条第二号中「第二十二条の三の三第一項第二号」を「第二十二条の三の三第三項第二号」に改める。

第九条の五中「第六条の五第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第九条の七に次の二項を加える。

3　法第二十六条の八第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十六条の八第九項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　法第二十六条の八第九項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。）

三　法第二十六条の八第九項に規定する分割承継法人の名称及び納税地（当該分割承継法人が連結子法人である場合には、当該分割承継法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　法第二十六条の八第九項に規定する適格分割の年月日

五　法第二十六条の八第九項の福島再開投資等準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

六　その他参考となるべき事項

4　法第二十六条の八第九項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第三十七条第三項の規定の適用については、同項中「第二十七条の十四（」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の七第四項（福島再開投資等準備金）の規定により読み替えられた第二十七条の十四（」と、「に基づく」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の八第十項（連結法人の福島再開投資等準備金）の規定に基づく」と、同項第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第九条の七第三項第五号（連結法人の福島再開投資等準備金）に掲げる」とする。

第九条の八第五項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十三条第四項中「同条第八項」を「同条第十四項」に改める。

第十四条第三項中「同条第八項」を「同条第十二項」に改める。

第十四条の二第五項中「第三十八条の二第十項」を「第三十八条の二第十四項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　耐震基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。）に適合するものであることにつき令第二十九条の二第三項の証明を受けようとする家屋　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該家屋の登記事項証明書（当該家屋が令第二十九条の二第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類）及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

ロ　災害（法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害をいう。次項第二号、第七項及び第十二項において同じ。）に起因するやむを得ない事情により同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該家屋の取得ができなかった場合　当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

二　経過年数基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき令第二十九条の二第三項の証明を受けようとする家屋　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該家屋の前号イに規定する登記事項証明書

ロ　前号ロに掲げる場合　当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

第十四条の二第六項第一号中「法第三十八条の二第二項第五号に規定する」及び「（次号、次項及び第十二項において「住宅取得等資金」という。）」を削り、「同条第二項第四号」を「法第三十八条の二第二項第四号」に改め、同項第二号中「おいて、」を「おいて」に、「場合」を「場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋以外の住宅用の家屋」を「場合以外の場合」に改め、同項第一号中「住宅用の家屋の区分」を「場合の区分」に改め、同項第二号中「おいて、」を「おいて」に、「における当該住宅用の家屋」を「又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得ができなかった場合」に、「とき」を「とき又は当該住宅用の家屋の新築若しくは取得をしたとき」に改め、同項第三号中「した住宅用の家屋」を「した場合」に改め、同号ロ中「おいて、」を「おいて」に、「場合」を「場合又は災害に起因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合」に改め、同条第十一項中「第五項第一号」を「第五項第一号イ」に改め、同条第十二項中「同条第十項」を「同条第十四項」に改め、同項第一号イ⑷(i)中「(i)に」を「以下この項に」に改め、同号に次のように加える。

ニ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をした場合において、当該住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったとき　次に掲げる書類

⑴　イに定める書類